

## 上下水道部門の組織統合に伴う工事等の入札・契約制度の取扱い

上下水道部門の組織統合に伴い、令和3年4月1日に下水道事業を松山市から松山市公営企業局に移管します。

これに伴い、建設工事及び建設工事に係る委託業務（以下「工事等」という。）の入札及び契約の取扱いについて、令和3年4月1日以降は以下のとおり実施します。

### 1. 下水道事業に係る工事等の入札・契約について

### 2. 組織統合に伴う入札・契約制度の取扱いについて

#### （1）取扱いに変更がある制度

（1－1）成績不良に係る入札参加の制限（個別成績点）

（1－2）成績不良に係る入札参加の制限（平均点）

（1－3）一般競争入札の参加資格で認めない実績（成績点）

（1－4）総合評価落札方式の評価基準（松山市の工事成績）

#### （2）取扱いに変更がない制度

（2－1）低入札者排除措置

（2－2）低入札落札者の受注制限

（2－3）変動係数

## 1. 下水道事業に係る工事等の入札・契約について

令和3年4月1日に公営企業局に移管した下水道事業に係る工事等の入札・契約の取扱いは、次のとおりです。

### (1) 発注者・契約者、入札契約担当課

- ① 発注者・契約者は「松山市長」から「松山市公営企業管理者」へ変更となります。
- ② 入札・契約事務は、引き続き「松山市 総務部 契約課」が行います。

令和3年3月31日まで		令和3年4月1日から	
① 発注者・契約者		① 発注者・契約者	
愛媛県松山市二番町四丁目7-2 松山市長 野志 克仁	→	愛媛県松山市二番町四丁目4-6 松山市公営企業管理者 大町 一郎	(変更あり)
② 入札契約担当課		② 入札契約担当課	
松山市 総務部 契約課		松山市 総務部 契約課	(変更なし)

### (2) 入札・契約の取扱い等

項目	取扱い・手続き上の注意事項
令和2年度から令和3年度にわたる契約	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度までに松山市長と締結している契約は、令和3年4月1日以降、契約者が松山市公営企業管理者に変更になります。</li> <li>・この変更に伴う変更契約は行いません。</li> </ul>
入札案件等の掲載場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電子入札システム・入札情報公開システム上の掲載場所は、「松山市－総務部 契約課」です。</li> <li>・紙ベースの書類の閲覧場所は、契約課閲覧室です。</li> </ul>
各種様式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宛先が「(提出先) 松山市公営企業管理者」となります。</li> <li>・提出先以外の部分も異なる場合がありますので、ホームページ等で様式をご確認ください。</li> </ul>
契約保証等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・落札後に契約保証、前金払保証をとる場合は、落札決定通知書で発注者を確認するなど、発注者に誤りがないようご注意ください。</li> </ul>
入札参加有資格者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・松山市競争入札参加有資格者名簿に登録されている方が有資格者となります。</li> <li>・松山市で入札参加資格停止措置を受けた方は、公営企業局の入札等でも松山市の措置と同様の制限がかかります。</li> </ul>
関係規程	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事等の入札・契約に関する規程は、特段の定めがない場合は、市長が定める諸規程を準用します。</li> </ul>

## 2. 組織統合に伴う入札・契約制度の取扱いについて

上下水道部門の組織統合に伴い、工事等に係る入札・契約の各制度について令和3年4月1日以降は次のとおり実施します。

入札契約担当課	入札・契約事務を担当する案件		発注者・契約者
契約課	①	市が発注する工事等	市長
		公営企業局が発注する工事等のうち下水道事業分	公営企業管理者
契約管理課	②	公営企業局が発注する工事等のうち①以外	公営企業管理者

※契約課が入札執行する事務組合発注の工事等の取扱いは、本紙上は①に含めます。

### (1) 取扱いに変更がある制度

次の制度は、市と公営企業局を一本化して実施します。

#### (1-1) 成績不良に係る入札参加の制限（個別成績点）

制度概要	工事（業務）成績評定点が60点未満の場合は、点数に応じて一定期間入札に参加できません。
4月1日以降の取扱い	①②のいずれかの案件で成績評定点が60点未満となった場合は、①②両方の入札に参加できません。

#### (1-2) 成績不良に係る入札参加の制限（平均点）

制度概要	過去2ヶ年度の工事（業務）成績評定点の平均点が65点未満の場合は一般競争入札に参加できません。
4月1日以降の取扱い	①②を合わせた過去2ヶ年度の工事（業務）成績評定点の平均点が65点未満の場合は、①②両方の一般競争入札に参加できません。

#### (1-3) 一般競争入札の参加資格で認めない実績（成績点）

制度概要	前々年度の4月1日以降に竣工（完了）した工事（業務）で、65点未満の実績は、一般競争入札の参加資格で求める施工実績（履行実績）としては認めません。
4月1日以降の取扱い	①②のいずれかの実績で65点未満のものは、①②両方の一般競争入札の参加資格で求める実績としては認めません。

経過措置：令和2年度以前に竣工（完了）した①の成績点により（1-1）、（1-2）、（1-3）の制限がかかる場合の制限の範囲は、①の入札に限ります。②の場合も同様です。

#### (1-4) 総合評価落札方式の評価基準（松山市の工事成績）

制度概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・企業の施工能力として、松山市の工事成績の平均点を評価します。</li><li>・配置予定技術者の能力として、松山市の工事成績を評価します。</li></ul>
4月1日以降の取扱い	①②の工事成績を評価対象とします。

#### (2) 取扱いに変更がない制度

次の制度は、これまでと同様に、入札契約担当課ごとに実施します。

##### (2-1) 低入札者排除措置

制度概要	累計回数2回以上低入札を行った場合は、3ヶ月間入札に参加できません。
4月1日以降の取扱い	①の入札で累計回数2回以上低入札を行った場合は、①の入札に3ヶ月間参加できません。

※契約課が執行した入札で低入札を行った場合の注意喚起及び排除措置通知は、市長が通知します。

##### (2-2) 低入札落札者の受注制限

制度概要	低入札で落札した場合は、その工事の履行が確認される日までの間は、他の案件を低入札で落札することはできません。
4月1日以降の取扱い	①の案件を、低入札で落札した場合は、①の他の案件を低入札で落札することはできません。

##### (2-3) 変動係数

制度概要	変動型最低制限価格、変動型調査基準価格の決定に用いる変動係数は、入札執行日の一番早い開札時間までに入札室で決定します。
4月1日以降の取扱い	変動係数は、対象工事の入札を執行する場所（入札室）で決定します。 (①の対象工事の変動係数は契約課入札室で決定します。)